

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施について

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることにより、次のとおり実施することとする。

1 点検及び評価の目的

- (1) 三鷹市教育委員会は、毎年度、主要な事務事業の取組み状況について点検及び評価を行い、課題や取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

前年度の三鷹市教育委員会の主要事務事業

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の三鷹市教育委員会の主要事務事業の取組状況を総括するとともに、課題や取組みの方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。
- (2) 三鷹市教育委員会事務局において主要事務事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の知見の活用をより有効なものとするため設置する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会」において学識経験者と三鷹市教育委員会事務局が十分な意見交換を行った上で、学識経験者の意見を聴取する。
- (3) 教育委員会において点検及び評価を行う。
- (4) 点検及び評価の結果を取りまとめた報告書を三鷹市議会へ提出するとともに、報告書を市民に公表するものとする。